

健 感 発 0118 第 2 号

平成 30 年 1 月 18 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

性感染症に関する特定感染症予防指針の一部改正について

厚生科学審議会感染症部会及びエイズ・性感染症に関する小委員会における検討結果等を踏まえ、性感染症に関する発生動向、検査、治療等に関する科学的知見など、性感染症を取り巻く環境の変化に対応するため、「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成 12 年厚生省告示第 15 号。以下「指針」という。）を別添のとおり一部改正し、平成 30 年 1 月 18 日より適用することとしたので、通知する。

なお、今般の改正の概要については下記のとおりであるので、性感染症対策の推進に当たっては、改正の趣旨を踏まえるとともに、管内の関係機関等に対する周知について、特段の配慮をお願いする。

記

第 1 改正の趣旨

本指針は、原因の究明、発生の予防及びまん延の防止、医療の提供、研究開発の推進、国際的な連携、施策の評価及び関係機関との連携等、性感染症予防に関する総合的な施策の推進を図るために作成されたものであり、国、地方公共団体、医療関係者、教育関係者及び NGO 等がともに連携して性感染症対策を進めていくための行動指針である。

また、本指針は、その有効性を維持確保するため、少なくとも 5 年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものとしている。

第 2 主な改正事項

前文

以下の内容を追記する。

- 梅毒について、平成２３年以降、全体の報告数のうち多数を占める男性の報告数の増加とともに、女性の報告数と報告数全体に占める女性の報告数の割合の増加も指摘されていること。

第一 原因の究明

- 主な改正事項なし。

第二 発生の予防及びまん延の防止

以下の内容を追記する。

- 国が、都道府県等と協力して、性感染症予防の普及啓発に関して社会の理解を後押ししていくことが重要であること。
- 国及び都道府県等は、検査を受けることが、個人個人においてどのような状況下（タイミング）で必要なのかという点に関しても、若年層を含め広く国民が十分に理解できるように、様々な機会を通じて啓発していくことが求められること。

第三 医療の提供

- 主な改正事項なし。

第四 研究開発の推進

以下の内容を追記する。

- 薬剤耐性を持つ病原体による性感染症に対する治療方法等の開発及び新たな治療薬の開発やその投与方法に関する研究が期待されること。
- 海外で使用されている治療薬が国内においても使用できるようにし、海外との格差を是正していくことが重要であること。
- 国は、発生動向の多面的な把握に役立てるため、性感染症に関する各種疫学研究について、疫学者や都道府県等の協力を得る等により強化し、今後の予防対策に役立てていくことが重要であること。

第五 国際的な連携

- 主な改正事項なし。

第六 施策の評価及び関係機関との連携

- 主な改正事項なし。